

本文の著作権は、台湾通商法律事務所により所有され、当所の書面許可なく、任意に使用してはならない。

商務紛争解決の優先選択-----仲裁制度

事例

外資企業は、国外からの注文を受注して海外市場に販売する製品を生産するため、かかる組立のパーツの生産について、台湾のサプライヤーと購買契約を締結する。双方は取引方式、パーツ規格、製品引渡し条件等の詳細を契約中に明記し、共同で遵守するものとした。ただし、その後双方は製品の不具合の認定、製品の引渡しの遅延責任の帰属先等について争議が発生し、幾度も協議を重ねたが、依然として共通の認識に達することはできなかった。よって該契約条項の仲裁協議約定に基づき、争議を仲裁協会に提出し解決を図ることとした。この案件は提出した時から起算して、仲裁判断を獲得するまで、合わせて9ヶ月で解決の確定を獲得することができ、これは一般の裁判所の訴訟手続きと比べると迅速的且つ経済的で企業の訴訟によるコストを抑える要求にも符合している。従って仲裁協議の約定は多くのビジネス契約の内容（特に国際ビジネス契約）の標準制式条項となる。従って、本文において仲裁制度の意義、其のメリット、デメリット及びフローチャートと仲裁判断の執行等について以下に説明し、各界企業の参考とする。

仲裁制度の意義

当事者間の争議解決について、採用される主要方式は和解、調停、仲裁と訴訟等4種類ある。該4種の争議解決の方式については下記の通り：

一、 和解制度

民法第736、737条規定に基づき、和解（訴訟外の和解）とは当事者の約定による相互譲歩により、紛争の終了又は紛争発生防止のために行う契約のことを指し、並びに当事者が放棄した権利の消滅及び当事者の和解契約書に定められた権利を取得する効力を言う。メリットは迅速に争議を解決できることで、デメリットは仮に一方の当事者が和解内容の履行を拒否したとき、民事訴訟法第377条規定の訴訟上和解の効力とは区別され、訴訟外の和解契約は私法の契約関係だけであるため、他方当事者は依然として訴訟手続きの手段に訴えた後、始めて争議を解決する目的を遂げることができる。

本 Newsletter は、法律の原則に基づいて説明するものであり、具体的な案件に対する法律意見を提供するものではありません。また、各案件により、その内容及び事実関連が異なり、考慮される面も異なるため、具体案件に対する法律意見のご相談は、弊所へお問合せ下さい。

本文の著作権は、台湾通商法律事務所により所有され、当所の書面許可なく、任意に使用してはならない。

二、 調停制度

仮に当事者間の争議が双方自身にて和解方案に達することができないとき、第三者に間に入り仲介することを委託し、問題の解決を図る制度。(民事訴訟法調停の規定とは区別される) 郷鎮市調停条例第1条規定「郷、鎮、市役所は調停委員会を設置しなければならない、下記の調停事件を取り扱うこと：一、民事事件。二、公訴の提起のあった刑事事件。」、第26条規定「郷、鎮、市役所は調停成立の日から起算して10日以内に、調停書及び資料を案件担当の裁判所又は管轄の裁判所へ移転し、審査を受ける。」、第27条規定「調停は裁判所の承認を経た後、当事者は該事件について再び起訴、告訴又は自訴することはできない。裁判所承認の民事調停及び民事確定判決も同一の効力を有する。」により裁判所承認後の調停は、法に基づき、確定判決と同一の実質性が確定されていることがわかる。このことから、訴訟外の調停は訴訟外の和解よりもさらに効力があるものだということがわかる：ただし其の欠点は、仮に一方の当事者が調停の手続きの進行に同意しない又は調停の方案を受け入れない場合、調停制度は効能を発揮することができない。

三、 訴訟制度

仮に当事者間の争議にて、前述二種類の方式を通しても解決することができないとき、訴訟を訴えた裁判所の訴訟手続きの終局判決の獲得により確定する。従って当事者の一方が起訴した後、他方はその訴えに応じる必要があり、当事者は自ら決定する権利は無く、判決は確定後、実質の確定力を有し、強制執行の執行名義の根拠とすることができる。ただし、そのデメリットとして、裁判費用の負担は時として、当事者にとって相当な負担となり、その他にも訴訟の長期化、公開審判により現在の営業機密保護の要求に反してしまう、又は其の訴訟について裁判官の関係の専門知識及び経験が不足しているなどのことが考えられる。

四、 仲裁制度

所謂仲裁制度とは私法自治原則、契約自由原則の精神に基づいた、一種の私法争議自主解決の制度であり、当事者双方が自己により仲裁協

本 *Newsletter* は、法律の原則に基づいて説明するものであり、具体的な案件に対する法律意見を提供するものではありません。また、各案件により、その内容及び事実関連が異なり、考慮される面も異なるため、具体案件に対する法律意見のご相談は、弊所へお問合せ下さい。

本文の著作権は、台湾通商法律事務所により所有され、当所の書面許可なく、任意に使用してはならない。

議の約定をして、争議を仲裁人に提出し、仲裁廷を組み、仲裁手続きを経て当事者間において終局確定の拘束力のある仲裁判断を作成することをいう。当事者が自主的に争議を解決することについて、仲裁と和解、調停にはそれぞれ共通性がある。仲裁人の判断は仲裁法第37条第1項規定に基づき、当事者間において裁判所の確定判決と同一の効力を持つ。一方、調停は裁判所の承認を経た後、初めて民事確定判決と同一の効力を持ち、和解はこの効力を有していない。この他にも、仲裁制度には迅速、経済、機密、有効性等のメリットがある。（後述にて詳細説明）

仲裁制度のメリットとデメリット

一、 仲裁制度のメリット

1. 迅速性：

仲裁法第21条第1項規定に基づき「仲裁手続きの進行は、当事者がまだ約定していない場合、仲裁廷は仲裁人が選任通知を受けた日から起算して10日以内に、仲裁所及び問い合わせ期日を決定し、双方当事者に通知し、並びに6ヶ月以内に判断書を作成しなければならない；必要時には3ヶ月延長することができる」このことから、仲裁手続きの進行は、原則上6ヶ月以内に仲裁判断が作成され、たとえ遅延しても9ヶ月を超過することはない、且つ仲裁判断作成後、当事者が仲裁判断の法定原因を撤回した場合を除き、判断されれば、即確定を告げられる。裁判所の審議過程は、第一審裁判所で1年と4ヶ月の期限¹があり、これに加えて更に上訴審議の救済制度もあり、双方を比べると、仲裁手続きは訴訟手続きよりかなり迅速であることがわかる。

¹ 各級裁判所実施期限要点第2点規定に基づき「案件は受理した日から起算して、次の期限内に終結できない場合、院長より処理の監督責任を負担するほか、月毎に遅延案件月締め申告書を作成して、本院に申出するものとする：
（二）民、刑事の通常手続第一審裁判案件及び民事案件の執行が1年4ヶ月を超え、又は破産事件及び再生事件が執行して2年を超えたもの」

本 Newsletter は、法律の原則に基づいて説明するものであり、具体的な案件に対する法律意見を提供するものではありません。また、各案件により、その内容及び事実関連が異なり、考慮される面も異なるため、具体案件に対する法律意見のご相談は、弊所へお問合せ下さい。

本文の著作権は、台湾通商法律事務所により所有され、当所の書面許可なく、任意に使用してはならない。

2. 経済性：各仲裁費用²と訴訟費用³の徴収基準の計算例は、下記の通り：

標的金額 (単位： 新台幣ドル)	仲裁費 (単位： 新台幣ドル)	裁判所裁判費用(単位：新台幣ドル)			
		一審	二審	三審	合計
100 萬元	36,600	10,900	16,350	16,350	43,600
200 萬元	58,600	20,800	31,200	31,200	83,200
400 萬元	75,600	40,600	60,900	60,900	162,400
800 萬元	134,600	80,200	120,300	120,300	320,800
1000 萬元	152,600	100,000	150,000	150,000	400,000
1 億元	602,600	892,000	1,338,000	1,338,000	3,568,000
10 億元	5,102,600	7,822,000	11,733,000	11,733,000	31,288,000

上記の表により、当事者が争議の仲裁を提出するとき、仲裁費用を支払う必要があることがわかる。一般的に裁判所の訴訟費用(三審合計)よりも低く、且つ標的金額が大きい場合、節約できる費用も大きくなる、更に仲裁にかかる時間は裁判所訴訟よりも短く、時間コストの節約にもなり、実質当事者に更に多くの経済利益を保証することができる。

3. 秘密性：

仲裁法第 23 条第 2 項規定に基づき「仲裁過程は、公開しない。ただし、当事者が別に約定している場合、この限りではない。」としている。仲裁過程は原則上秘密方式での進行が採用されており、裁判所が

² 仲裁機構組織、調停手続及び費用に関する規則第 25 条規定「財産権について仲裁を申請する案件は、申請して関係書類、資料を受領するとき、必要費用の新台幣ドル 600 元を納付するほか、仲裁目的物の金額又は価値に基づき、次の基準に応じて累計した仲裁費用を納付するものとする：

- 一、新台幣ドル 6 万元以下の場合、新台幣ドル 3000 元を納付する
- 二、新台幣ドル 6 万から新台幣ドル 60 万元の場合、6 万以上の部分の 4% で計算した金額
- 三、新台幣ドル 60 万から新台幣ドル 120 万元の場合、60 万以上の部分の 3% で計算した金額
- 四、新台幣ドル 120 万から新台幣ドル 240 万元の場合、120 万以上の部分の 2% で計算した金額
- 五、新台幣ドル 240 万から新台幣ドル 480 万元の場合、240 万以上の部分の 1.5% で計算した金額
- 六、新台幣ドル 480 万から新台幣ドル 960 万元の場合、240 万以上の部分の 1% で計算した金額
- 七、新台幣ドル 960 元を超えた場合、960 万以上の部分の 0.5% で計算した金額。」

³ 民事訴訟法第 77-13 条規定「財産権について起訴し、該当訴訟目的物の金額又は価値が新台幣ドル 10 万元以下の場合、新台幣ドル 1 千元を徴収する。新台幣ドル 10 万元以上 100 万元以下の場合、1 万元につき 100 元を追加課徴する。新台幣ドル 100 万元以上 1000 万元以下の場合、1 万元につき 90 元を追加課徴する。新台幣ドル 1000 万元以上 1 億元以下の場合、1 万元につき 80 元を追加課徴する。新台幣ドル 1 億元以上 10 億元以下の場合、1 万元につき 70 元を追加課徴する。新台幣ドル 10 億間を超えた場合、1 万元につき 60 元を追加課徴する。1 万元未満の場合、1 万元と看做す。」

本 Newsletter は、法律の原則に基づいて説明するものであり、具体的な案件に対する法律意見を提供するものではありません。また、各案件により、その内容及び事実関連が異なり、考慮される面も異なるため、具体案件に対する法律意見のご相談は、弊所へお問合せ下さい。

本文の著作権は、台湾通商法律事務所により所有され、当所の書面許可なく、任意に使用してはならない。

必要とする公開審判を一般民衆の傍聴に提供する原則とは異なる。この他、仲裁評議（仲裁廷の当事者の争議決定判断の主文及び理由の過程）は仲裁法第 32 条第 1 項規定もこれを公開してはならないとしている。従って、当事者間の営業秘密、プライバシー等の保護に対してより安全である。

4. 自主性：

裁判所の強制的又は融通のきかない訴訟手続きとは異なり、仲裁制度の最大の特色は、当事者が自ら解決争議の方式を選択することができることである。例えば：

- (1) 当事者は仲裁方式を採用するか否かを約定することができる（仲裁法第 1 条第 1 項）
- (2) 当事者は仲裁人及び其の選定方法を約定することができる（仲裁法第 9 条第 1 項）
- (3) 当事者は争議事件の仲裁手続きをいつ開始するか約定することができる（仲裁法第 18 条第 2 項）
- (4) 当事者は仲裁手続きの準拠法を約定することができる（仲裁法第 19 条）
- (5) 当事者は仲裁地を約定することができる（仲裁法第 20 条）
- (6) 当事者は仲裁手続きを公開するか否かを約定することができる（仲裁法第 23 条第 2 項）
- (7) 当事者は仲裁手続きで使用する言語を約定することができる（仲裁法第 25 条第 1 項）
- (8) 当事者は授權の合意により仲裁廷が公平の原則を適用し、仲裁判断を行ったと明示することができる（仲裁法第 31 条）等、当事者が仲裁制度中において十分な自主性を備えていることは明らかである。

5. 専門性：

商工業が発達する現代において、仕事は細かく分類され、そこで発生する争議の案件は、専門領域間でも高度に細分化されているため、当事者は自ら特殊な専門知識を有する及び豊富な経験を有する専門家を選任し、複雑な争議の処理に充てることができる。裁判官は確かに法律方面の専門家だが、特殊争議について、関係知識及び経験を備え

本 Newsletter は、法律の原則に基づいて説明するものであり、具体的な案件に対する法律意見を提供するものではありません。また、各案件により、その内容及び事実関連が異なり、考慮される面も異なるため、具体案件に対する法律意見のご相談は、弊所へお問合せ下さい。

本文の著作権は、台湾通商法律事務所により所有され、当所の書面許可なく、任意に使用してはならない。

てはない。従って、専門家の鑑定が必要となり、これらの争議を仮に専門の仲裁人に任せした場合、迅速に専門的争議を解決することが可能である。

6. 有効性

仲裁法第 37 条第 1 項規定の「仲裁人の判断は、当事者間と裁判所の確定判決と、同一の効力を有する」により、仲裁判断も裁判所の確定判決と同等の効力を有することがわかる。且つ仲裁法には当事者が仲裁判断に対して不服である場合の上訴救済制度の宣誓などについて規定されていないため、仲裁判断が下されて、当事者に送達された後に、即時確定が告げられる。当事者は法定原因によるものを除き、仲裁判断の撤回又は変更請求を行うことはできず、並びに仲裁判断の内容の拘束を受け、別に起訴若しくは仲裁の申請を行うことはできない。従って、仲裁所の下した判断は当事者間の和解書又は調停委員会の調停書（裁判所の承認を経た）よりも更に有効的である。

二、 仲裁制度のデメリット

仲裁制度には上記のようなメリットがある。ただし制度には二面性があり、かかるデメリット箇所については下記の通り：

1. 安定性及び公正性の欠如

裁判所の判決には厳格に法律且つ判決の前例による根拠に基づき行われる必要があり、安定性及び公正性を備えている。仲裁判断は期徳運上仲裁人の専門知識に基づき作成されるため、同類の争議でも仲裁人により専門分野及び判断価値が異なるため、異なる判断を下してしまう可能性があるため、其の予測性が欠如し、安定性が失われてしまい、過度に主観的及び恣意的になる可能性もある。

2. 上訴救済制度がない

前述の通り、仲裁判断は作成された後、直ちに終局確定の効力を有するため、迅速で実効的であるが、ただし事実認定の正確性はどうか、権利の分配義務は公へいか否かについて、再審議の機会は失われているため不利益な結果を受ける可能性がある。

3. 仲裁人が代理人の意識を持ちやすい

本 Newsletter は、法律の原則に基づいて説明するものであり、具体的な案件に対する法律意見を提供するものではありません。また、各案件により、その内容及び事実関連が異なり、考慮される面も異なるため、具体案件に対する法律意見のご相談は、弊所へお問合せ下さい。

本文の著作権は、台湾通商法律事務所により所有され、当所の書面許可なく、任意に使用してはならない。

仲裁人はかかる当事者が自身により選定することができるため、仲裁人は代理人の意識を持ちやすく、客観的中立の立場及び公正無私の立場を保持することは難しい。従って仮に仲裁手続き中において、仲裁人は当事者の代理人として案件を判断し、不正な結果を導いた場合、仲裁制度の効能及び発展について不利な影響をもたらすこととなる。

仲裁制度フローチャート説明

一、 仲裁協議

1. 仲裁協議の意義

所謂仲裁協議とは、一定の法律関係及び該法律関係の現在又は将来において発生する争議について、双方当事者が合意を達成し、仲裁人により仲裁を行い、並びにかかる仲裁判断を遵守する約定を指す。 これらを次に分けて説明する：

(1) 仲裁協議は、一定の法律関係及び該法律関係により生じる争議に限るものとする。

仲裁法第2条規定に基づき「仲裁の協議を約定について、一定の法律関係及び法律関係により発生する争議とは関係がない場合、効力は発生しない。」実務上、当事者間の「仲裁協議」には「本契約により生じる」、「本契約と関係の」等の用語が多く採用されていて、争議は一定の法律関係から生じた規定に符合させるものである。例えば事例の中の購買契約規定の「本契約により生じる如何なる争議...協商後にて解決できないとき、専属の中华民国仲裁協会に提出し解決する...」

(2) 仲裁協議により処理する争議の範囲は、「現在の争議」及び「将来の争議」が含まれる。

仲裁法第1条前段規定により「現在又は将来の争議に関して、当事者は仲裁協議を定めることができる」。また、仲裁協議はかかる取り決めの時期により次のように区分することができる：

- A. 争議発生前、双方が一般契約の中にて取り決めのある「仲裁条項」について「本契約により生じる如何なる争議も仲裁を以って解決する」と約定する。例えば、事例中にて双方が購買契約を締結するとき（争議発生前）に定める仲裁条項。
- B. 争議発生後、双方が「仲裁契約」を取り決め、争議を仲裁に

本 Newsletter は、法律の原則に基づいて説明するものであり、具体的な案件に対する法律意見を提供するものではありません。また、各案件により、その内容及び事実関連が異なり、考慮される面も異なるため、具体案件に対する法律意見のご相談は、弊所へお問合せ下さい。

本文の著作権は、台湾通商法律事務所により所有され、当所の書面許可なく、任意に使用してはならない。

より解決する事に同意する。ただし、事後争議が発生したとき、不利事実を犯した一方が仲裁による解決に同意することは難しい。

(3) 仲裁協議とは当事者が第3者に授権し葬儀を解決し、裁判所の審判を用いない合意である

人民は憲法に基づき訴訟の権利を有しており、当事者が自ら放棄を選択する以外、如何なるものもこれを剥奪することはできない。仲裁制度とは裁判所訴訟制度とは別に設けられた争議解決方式であり、従って当事者が仲裁協議を取り決めるとき、裁判所審判の放棄に合意したこととなる。

2. 仲裁協議の要件

(1) 仲裁許容性の要件

仲裁法第1条第2項規定に基づき「前項争議は、法に基づき和解できるものに限る。」所謂法に基づき和解できるものとは、その財産法条之権利又は法律関係にて私人が自由意志により処分することができるものを指す。従って、例えば親族法、相続法条の権利、刑事案件等は法に基づき和解できるものに属さない。事例中の購買契約書により生じた争議は欠陥製品の引渡し及び認定の遅延により生じる損害賠償問題であり、これは財産法の権利、法に基づき和解できるものである。従って仲裁により解決することができる争議である。

(2) 書面性の要件

仲裁法第1条第3項規定に基づき「仲裁協議は書面にて行われなければならない」仲裁協議は裁判所審判権を用いない合意であり、並びに授権の仲裁人が進行する仲裁に基づくため、当事者の真意を書面に明文するように要求しなければならない。この他に、電子通信の迅速により、仲裁法第1条第4項中の規定「当事者間の文書、証券、手紙、FAX、電報又はその他類似方式の通信により、仲裁の合意に認定に足りるものは、仲裁協議の成立と見做す。」事例中の購買契約は、当事者が既に書面にて協議条項に明文し、約定している。

本 Newsletter は、法律の原則に基づいて説明するものであり、具体的な案件に対する法律意見を提供するものではありません。また、各案件により、その内容及び事実関連が異なり、考慮される面も異なるため、具体案件に対する法律意見のご相談は、弊所へお問合せ下さい。

本文の著作権は、台湾通商法律事務所により所有され、当所の書面許可なく、任意に使用してはならない。

3. 仲裁協議の内容

仲裁協議は当事者は「仲裁人」に授権し、「仲裁手続き」を進行させ「仲裁判断」を作成する根拠となる。従って当事者の仲裁廷の組織、仲裁手続きの進行及び仲裁判断の作成等の事項は、合意により決定され、下記の通り：

(1) 仲裁目的物の内容

「仲裁判断と仲裁協議目的物の争議は無関係であり、又仲裁協議の範囲を超過するもの」となり、仲裁判断の訴えを撤回されることを避けるため、(仲裁法第 40 条第 1 号規定) 仲裁目的物について、当事者がその範囲を明確に詳細に記載しなければならず、且つ授権範囲広くて、明確なほど、争議はなくなる。事案中の仲裁協議は、当事者が既に「本契約により生じる如何なる争議」と約定しているため、仲裁を用いることができる。

(2) 仲裁手続きの事項

上記の仲裁制度自主性のメリットにおいて記載した、当事者の仲裁手続き事項は：仲裁人及び其の選定方法、開始時点、準拠法、仲裁地、使用言語、仲裁判断の根拠等を自己合意により定めることができる。事例中の双方当事者の争議発生後、既に仲裁協議に基づく約定により仲裁を用いて解決する。仲裁協議の内容は下記の通り：

- A. 仲裁地の約定：台北市の中華民国仲裁協会；
- B. 準拠法定：提供時の中華民国仲裁法及び該協会の仲裁規則を以って仲裁し、解決する；
- C. 仲裁人の選任約定：仲裁人は 3 人いなければならない、双方が各 1 名仲裁人を選任し、共に 1 名仲裁人の主任を推薦し、仲裁廷を組織する；
- D. 仲裁手続きに使用される言語：元来の仲裁手続きの約定では英語を使用するのが主であった、ただし双方当事者、代理人、本国人のための仲裁廷を考慮し、後に双方が明確に表示した仲裁の進行を中国語で行うこととした；
- E. その他：全ての仲裁及び弁護士費用等に限らず、それにより生じる費用は敗訴の一方が負担する。

(3) 仲裁判断の事項

- A. 仲裁法第 31 条規定「仲裁低は当事者の明示し合意がある場

本 Newsletter は、法律の原則に基づいて説明するものであり、具体的な案件に対する法律意見を提供するものではありません。また、各案件により、その内容及び事実関連が異なり、考慮される面も異なるため、具体案件に対する法律意見のご相談は、弊所へお問合せ下さい。

本文の著作権は、台湾通商法律事務所により所有され、当所の書面許可なく、任意に使用してはならない。

合、公平原則により判断される。」仲裁人は仲裁判断の基準のため、双方当事者は「公平原則」を適用し、当事者間の争議の採決を行い、法律の厳格な適用を用いないことを明示し合意することができる。

- B. 仲裁法第 33 条第 5 号規定により「仲裁判断所には下記の各事項が記載されなければならない：五、事実及び理由。ただし当事者が記載する必要がないと約定した場合、この限りではない。」依仲裁法第 33 条第 5 款規定「仲裁判断書應記載下列各款事項：五、事實及理由。但當事人約定無庸記載者，不在此限。」裁判所が作成した判決に事実及び理由を明記する必要がある規定とは異なり、仲裁判断については、当事者は記載を行わないと約定することができる。

一、 仲裁手続きの進行

1. 申請の提出並びに費用の納付

仲裁法第 18 条規定に基づき「当事者が争議事件を仲裁に提出したとき、書面にて相手方に通知しなければならない。争議事件の仲裁手続きは、当事者が別に約定している場合を除き、相手方が仲裁提出の通知を受け取ったときから開始するものとする。」仲裁手続きの進行開始は当事者がまず先に規定に基づき仲裁機構に申請を行い並びに費用を納付する必要がある。

2. 仲裁人の選任⁴

仲裁法第 9 条第 1 項規定に基づき「仲裁協議は、仲裁人及び其の選任方法をまだ約定していない場合、双方当事者が各 1 名仲裁人を選任し、また双方仲裁人が共通推薦する第 3 の仲裁人を主任仲裁人とする。並びに、仲裁廷は書面をもって当事者に通知を行う。」これにより、原則上、当事者は仲裁協議約定に基づく方法で自身により仲裁人を選任

⁴ 仲裁人の資格は仲裁法第 5 条規定に基づき、法律又はその他専門知識・経験を所持し、及び信用のある公正の者であるほか、次のいずれの資格を持つ者である場合、初めて仲裁人を担任することができる：

- 一、 裁判長、検察官を担任したことがある者
- 二、 弁護士、会計士、建築士、技師又はその他ビジネス関係の専門職業人員の業務を 5 年以上担任したことがある者
- 三、 国内外仲裁機構、仲裁事件の仲裁人を担任したことがある者
- 四、 教育部が認可した国内外大学の准教授以上の職務を 5 年以上担任したことがある者
- 五、 特殊領域の専門知識又は技術を所持し、該当領域において 5 年以上勤務していた者

本 Newsletter は、法律の原則に基づいて説明するものであり、具体的な案件に対する法律意見を提供するものではありません。また、各案件により、その内容及び事実関連が異なり、考慮される面も異なるため、具体案件に対する法律意見のご相談は、弊所へお問合せ下さい。

本文の著作権は、台湾通商法律事務所により所有され、当所の書面許可なく、任意に使用してはならない。

することができる。仮にまだ約定していない場合、前述の規定に基づき、各自1名の仲裁人を選出し、再び1名の主任仲裁人を推薦することとする。

3. 仲裁廷進行の問い合わせ

仲裁法第21条第1項に基づき「仲裁進行手続きは、当事者が未約定の場合、仲裁廷が選任された仲裁人が通知を受け取った日から起算して10日以内に、仲裁箇所及び問い合わせ期日を決定し、双方当事者に通知し、並びに六ヶ月以内に判断所を作成する；必要がある場合、3ヶ月延長することができる。」従って、仲裁箇所及び問い合わせ期日決定後、仲裁廷は即時問い合わせ手続きの進行を開始することができる。

4. 仲裁判断の作成

仲裁法第33条第1巷規定に基づき「仲裁廷認定の仲裁が判断できる程度に達した場合、問い合わせの終結を宣告しなければならない。当事者は宣誓の事項に基づき、10日以内に判断書を作成する。」問い合わせ手続きの進行に基づき、仲裁廷がもし仲裁判断所を作成することができるかと判断した場合、問い合わせの終結を宣告しなければならない。並びに10日以内に仲裁判断を作成又は前述第21条第1項後段規定に基づき、仲裁廷は仲裁の詰問手続きが開始した後、遅くとも9ヶ月以内に判断所を作成しなければならない。

二、仲裁判断の執行

双方当事者は仲裁判断を受けた後、本判断書内容に基づき自動で各自に与えられた義務を履行しなければならない。ただしもし当事者が履行を拒絶したとき、他方は仲裁法第37条第1、2項に基づき「規定の仲裁人の判断は、当事者間において、裁判所の確定判決と同一の効力を有している。仲裁判断は、裁判所に申請し、裁定を執行した後、強制執行を行うことができる。」仲裁判断が、司法審判権を行使していない私人仲裁廷で、当事者の仲裁協議授權に基づき、仲裁手続きを進行した後、作成の終局判断は、私法上仲裁協議の延長であり、仲裁判断自体は、執行力を有していない。従って、有利な仲裁判断を獲得した当事者は、直接相手方の財産に対して強制執行を行うことなどはで

本 Newsletter は、法律の原則に基づいて説明するものであり、具体的な案件に対する法律意見を
提供するものではありません。また、各案件により、その内容及び事実関連が異なり、考慮
される面も異なるため、具体案件に対する法律意見のご相談は、弊所へお問合せ下さい。

本文の著作権は、台湾通商法律事務所により所有され、当所の書面許可なく、任意に使用してはならない。

きない。強制執行の権力は国家に属しており、私人はこれを有していない。よって、もし不利な判断を受けた当事者が仲裁判断の内容の履行を拒否した場合、他方は裁判所に対して、裁定執行申請を行い、該仲裁判断の形式上の審査を裁判所を通して行う：仲裁判断の作成が当事者間の仲裁協議の約定に符合しているかどうか、また法律に違反している強制又は禁止規定が無いことを確認の後、裁定執行を獲得した当事者側は、強制執行の宣誓を行うことができる。

まとめ

事例中の双方当事者争議は、仲裁協会に提出した後 9 ヶ月以内に仲裁判断を獲得し解決する。裁定執行の宣誓を待たずに、双方当事者は誠心誠意の原則により自動的にその内容を履行した。その主要な原因は：仲裁制度は当事者の自主原則に基づき、仲裁手続きが進行され、其の争議の解決方式は比較的柔軟性がある。且つ仲裁廷は当事者が信頼する専門家により組織されており、比較的当事者の信頼を寄せやすい；上訴、強制執行手続き及び弁護士費用の節約及び膨大な時間等の節約は、仲裁制度のメリットを明確に表している。企業が争議を解決するときの一つの選択方式として考えられる。

本 *Newsletter* は、法律の原則に基づいて説明するものであり、具体的な案件に対する法律意見を提供するものではありません。また、各案件により、その内容及び事実関連が異なり、考慮される面も異なるため、具体案件に対する法律意見のご相談は、弊所へお問合せ下さい。